

法務局からのお知らせ

～「横芝光町」誕生に伴う取扱い～

○名称が変わりました

1月23日、匝瑳市が誕生したことにより、「八日市場支局」から「匝瑳支局」に変わりました。

○登記の管轄

新町誕生後も、現在の光町の不動産、商業・法人登記は、従来どおり匝瑳支局で取り扱いをします。

○不動産登記の事務の取り扱い

・土地、建物所在の表示

旧光町の不動産登記事項のなかで、「横芝光町」への物件所有欄の変更は法務局で順次処理を行いますが、登記が完了するまでは「登記事項証明書」などの各種証明書に変更前の名称で交付されることがあります。この場合は、変更登記がされたものとみなす取り扱いとなりますので、御了承ください。

・土地、建物の所有者、抵当権者の住所表示

所有者、抵当権者の住所の表示については、不動産登記規則第92条第1項の規定により、新町名に変更されたものとみなされますので、変更手続きの必要はありません。「横芝光町」に変更を希望される方は、変更登記を申請していただくことになります。

○商業・法人登記の取り扱い

合併により、商業・法人登記の本店及び主たる事業所、並びに役員の住所の変更は、すべて法務局で実施しますので、申請していただく必要はありません。

問合せ 千葉地方法務局 匝瑳支局 ☎ ㊦ 0334

2月は政府の呼びかけによる
省エネルギー月間です

安全エレちゃんからの省エネアドバイス

フィルター掃除は
2週間に1度を目安にね!

冬のお部屋の温度設定
は、20℃をこえないようにね!

夜間など窓から出入りする熱は、厚手のカーテンでシャットアウト!

財団法人 関東電気保安協会
kdh 法人 関東電気保安協会
<http://www.kdh.or.jp>

都市計画法に基づく開発行為の基準が変わります

「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例」の一部改正により、3月27日から、下表のとおり1,000㎡以上の開発は町との協議のうえ、県の許可が必要となりますのでご注意ください。

改正前	改正後
平成18年3月26日まで	平成18年3月27日から
3,000㎡以上	1,000㎡以上

問合せ 都市建設課管理班

☎ ㊦ 1216